宅地建物取引業の監督処分等に係る事務要領

1 趣旨

この要領は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)に基づいて知事が 宅地建物取引業者、宅地建物取引士及び宅地建物取引士資格登録者に対して行う監督処分等に関し、必要 な事項を定めるものである。

2 処分の種類

この要領において「処分」とは、下表に掲げるものをいう。

対象者	処分の種類		根拠	処分伝達者	手続き
宅地建物取引業者	監督処分	免許の取消	法第66条第1項	知事	聴聞、決裁
		業務停止の命令	法第65条第2項		
		指示	法第65条第1項		
	行政指導	勧告	法第71条	担当部長	決裁
		文書注意		担当課長	
		口頭注意		担当者	事後記録
		助言			
宅地建物取引士	監督処分	登録の消除	法第68条の2第1項	知事	聴聞、決裁
		事務禁止の命令	法第68条第2項		
		指示	法第68条第1項		
	行政指導	勧告		担当部長	決裁
		文書注意		担当課長	
		口頭注意		担当者	事後記録
		助言			
宅地建物取引士	監督処分	登録の消除	法第68条の2第2項	知事	聴聞、決裁
資格登録者	行政指導	勧告		担当部長	決裁
		文書注意		担当課長	
		口頭注意		担当者	事後記録
		助言			

3 処分委員会

- (1) 処分の内容を審議するため、処分委員会を設ける。
- (2) 処分委員会の構成は、担当課長及び担当課長補佐並びに担当課長の指定する職員とする。
- (3) 処分委員会の会議は、必要の都度、担当課長が招集する。
- (4) 処分委員会の委員長は、担当課長とする。
- (5) 処分委員会の会議の運営については、担当課長が別に定めるものとする。

4 処分の内容

処分の内容は、別紙1に定める行政指導の判断フローにあてはめのうえ、監督処分が相当と判断された場合は、別紙2に定める処分基準により検討する。

附則

- この事務要領は、平成12年4月1日から施行する。
- この事務要領は、平成21年9月1日から施行する。

- この事務要領は、平成28年2月1日から施行する。
- この事務要領は、令和5年4月1日から施行する。
- この事務要領は、令和6年2月16日から施行する。